

鹿 児 島 県 公 報

平成26年4月8日（火）第2997号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

○保安林の指定	（森づくり推進課取扱い）	1
○保安林の指定予定（2件）	（森づくり推進課取扱い）	2
○保安林の指定予定の通知（4件）	（森づくり推進課取扱い）	2
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	（介護福祉課取扱い）	4
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定	（介護福祉課取扱い）	4
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（5件）	（障害福祉課取扱い）	5
○県営土地改良事業の換地計画の決定（2件）	（農地整備課取扱い）	6
○基本測量の終了	（監理課取扱い）	7
○公共測量の終了（2件）	（監理課取扱い）	7
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂防課取扱い）	7
○土砂災害警戒区域の指定	（砂防課取扱い）	8
○平成26年度調理師試験公告	（健康増進課取扱い）	8
○遊技機の型式の検定の告示	（生活環境課取扱い）	10

公 告

公 安 委 員 会 告 示

告 示

鹿児島県告示第411号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成26年4月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林の所在場所
日置市吹上町与倉字前原876番，879番（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は，択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は，省略し，その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第412号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成26年4月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
日置市吹上町永吉字永山6538番，字鶴田平6910番1，6910番2
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は，定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第413号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成26年4月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
霧島市横川町上ノ字安良山171番1から171番4まで，171番12，171番283から171番285まで，171番288，171番290，横川町中ノ字中尾山760番1
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は，定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第414号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により，農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成26年4月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
薩摩川内市入来町浦之名字宇都木場8852番9，字愛宕嶽8956番5，8956番6
- 2 指定の目的
水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第415号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成26年4月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林予定森林の所在場所

志布志市志布志町内之倉字新地7228番2，7228番3，7229番1，7229番2

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び志布志市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第416号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成26年4月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林予定森林の所在場所

肝属郡肝付町波見字長谷3424番1

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び肝付町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第417号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成26年4月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
伊佐市大口曾木字荻原2496番2, 2502番7, 2504番
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び伊佐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第418号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成26年4月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
デイサービス寿苑	鹿屋市寿四丁目15-12	特定非営利活動法人ふれあいスペース祓川	鹿屋市寿四丁目15-12	西元サダ子	平成26年3月17日	通所介護
ふくしサービスセンターきりしまはっぴい	霧島市隼人町真孝3133番地	社会福祉法人グリーンコープ	福岡市博多区博多駅前一丁目5番1号	行岡 良治	平成26年4月1日	訪問介護
元気サロンお助けマン	霧島市隼人町内山田一丁目3番37号	特定非営利活動法人J o y ス テーション	霧島市隼人町内山田一丁目3番37号	村上 光信	平成26年4月1日	訪問介護
訪問看護ステーションみすづ	薩摩川内市中郷町4805番地1	合同会社みすづ	薩摩川内市中郷町4805番地1	新田みすづ	平成26年4月1日	訪問看護

鹿児島県告示第419号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成26年4月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
デイサービス寿苑	鹿屋市寿四丁目15-12	特定非営利活動法人ふれあいス	鹿屋市寿四丁目15-12	西元サダ子	平成26年3月17日	介護予防通所介護

		ベース祓川				
ふくしサービス センターきりし まはっぴい	霧島市隼人町真 孝3133番地	社会福祉法人グ リーンコープ	福岡市博多区博 多駅前一丁目5 番1号	行岡 良治	平成26年 4月1日	介護予防 訪問介護
元気サロンお助 けマン	霧島市隼人町内 山田一丁目3番 37号	特定非営利活動 法人J o y ステ ーション	霧島市隼人町内 山田一丁目3番 37号	村上 光信	平成26年 4月1日	介護予防 訪問介護
訪問看護ステー ションみすづ	薩摩川内市中郷 町4805番地1	合同会社みすづ	薩摩川内市中郷 町4805番地1	新田みすづ	平成26年 4月1日	介護予防 訪問看護

鹿児島県告示第420号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成26年4月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

病院又は診療所		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
ひさまつクリニック	鹿児島市上之園町21-7	平成26年 4月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第421号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成26年4月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

病院又は診療所		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
仁愛会クリニック	鹿児島市新栄町2番1号	平成26年 4月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第422号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成26年4月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
康心薬局大竜店	鹿児島市大竜町7番10号シャ トーレ大竜1F	平成26年 4月1日	精神通院医療
アイビー薬局	鹿児島市鴨池一丁目55番20号 明興ビル1階	平成26年 4月1日	精神通院医療
たいよう薬局中山	鹿児島市山田町226-1	平成26年 4月1日	精神通院医療
ポピー薬局	鹿児島市東千石町10番12号橋 口ビル1階	平成26年 4月1日	精神通院医療
ハーブ調剤薬局	薩摩川内市田崎町1072-5	平成26年 4月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第423号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第

54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成26年4月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		指定年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
けんびどう薬局	南さつま市加世田武田18277番地6	平成26年4月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第424号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成26年4月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事 業 所		指定年月日	自立支援医療の種類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
有限会社ヒューマンケアドリーム	鹿児島市草牟田二丁目17番17号	訪問看護ステーションオルタナ	鹿児島市草牟田二丁目17番17号	平成26年4月1日	精神通院医療
特定非営利活動法人隣の会	鹿屋市笠之原町7401番地5	訪問看護ステーションりん	鹿屋市笠之原町7402番地1	平成26年4月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第425号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営中山間地域総合整備大隅地区鳩ヶ山換地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成26年4月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 縦覧書類の名称
換地計画書の写し
- 縦覧期間
平成26年4月9日から同年5月9日まで
- 縦覧場所
曾於市大隅支所産業振興課

鹿児島県告示第426号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営農村振興総合整備加治木地区第2換地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成26年4月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 縦覧書類の名称
換地計画書の写し
- 縦覧期間

平成26年 4 月 9 日から同年 5 月 9 日まで

3 縦覧場所

始良市加治木総合支所農林耕地課

鹿児島県告示第427号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により，国土地理院長から平成25年7月30日鹿児島県告示第837号で告示した基本測量の実施は，平成26年3月1日終了した旨の通知があった。

平成26年 4 月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第428号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により，鹿児島市長から平成25年9月6日鹿児島県告示第959号で告示した公共測量の実施は，平成26年3月25日終了した旨の通知があった。

平成26年 4 月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第429号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により，国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所長から平成25年11月19日鹿児島県告示第1172号で告示した公共測量の実施は，平成26年3月14日終了した旨の通知があった。

平成26年 4 月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第430号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により，次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は，鹿児島県土木部砂防課及び鹿児島地域振興局建設部建設総務課に備え置いて縦覧に供する。

なお，昭和48年3月31日鹿児島県告示第364号の16（急傾斜地崩壊危険区域の指定）で指定した急傾斜地崩壊危険区域のうち上之原地区，昭和51年11月17日鹿児島県告示第1299号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）で指定した急傾斜地崩壊危険区域のうち宇都2地区及び昭和62年8月21日鹿児島県告示第1360号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）で指定した急傾斜地崩壊危険区域のうち宇都2地区に係る区域の指定は，廃止する。

平成26年 4 月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区域の名称	区 域
上之原地区	次に掲げる標柱の1号と2号を直線で結んだ線，同標柱の2号と3号を鹿児島市上竜尾町159番と同大字158番1との境界に位置する里道に沿って結んだ線，同標柱の3号から7号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と7号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域
	標柱 標柱の所在地
	1号 鹿児島市西坂元町2212番1
	2号 鹿児島市上竜尾町159番
	3号 鹿児島市下竜尾町147番6
	4号 鹿児島市下竜尾町147番1地先
	5号 鹿児島市下竜尾町142番1
	6号 鹿児島市下竜尾町143番9
	7号 鹿児島市下竜尾町143番11

宇 都 2 地 区	次に掲げる標柱の1号から13号までを順次直線で結んだ線、同標柱の13号と14号を鹿児島市伊敷二丁目496番1と同市伊敷台一丁目7125番との境界線に沿って結んだ線、同標柱の14号と15号を同市伊敷二丁目493番甲と同市伊敷台一丁目7125番との境界線に沿って結んだ線、同標柱の15号から29号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と29号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域
標柱	標柱の所在地
1号	鹿児島市伊敷二丁目356番1
2号	鹿児島市伊敷二丁目357番1
3号	鹿児島市伊敷二丁目463番
4号	鹿児島市伊敷二丁目489番丁
5号	鹿児島市伊敷二丁目489番4
6号	鹿児島市伊敷二丁目490番1
7号	鹿児島市伊敷台一丁目7009番1
8号	鹿児島市伊敷台一丁目7050番3
9号	鹿児島市伊敷台一丁目7009番4
10号	鹿児島市伊敷台一丁目7050番1
11号	鹿児島市伊敷台一丁目7051番1
12号	鹿児島市伊敷台一丁目7051番2
13号 14号	鹿児島市伊敷二丁目496番1
15号	鹿児島市伊敷二丁目493番甲
16号	鹿児島市伊敷二丁目481番
17号	鹿児島市伊敷二丁目483番1
18号	鹿児島市伊敷二丁目485番3
19号 24号	鹿児島市伊敷二丁目491番1
20号 21号	鹿児島市伊敷二丁目493番1
22号	鹿児島市伊敷二丁目491番2
23号	鹿児島市伊敷二丁目490番2
25号	鹿児島市伊敷二丁目488番2
26号	鹿児島市伊敷二丁目472番2
27号	鹿児島市伊敷二丁目469番1
28号	鹿児島市伊敷二丁目461番1
29号	鹿児島市伊敷二丁目446番

鹿児島県告示第431号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成26年 4 月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
土石流	指宿市	土・田之畑1及び土・田之畑2

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び南薩地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

平成26年度調理師試験公告

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定により、平成26年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成26年4月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 試験期日

平成26年8月19日（火）午後0時30分から午後2時30分まで（正午までに試験場に入場すること。）

2 試験場

かごしま県民交流センター（鹿児島市山下町14番50号）

3 試験方法及び試験科目

試験は、次に掲げる科目について、筆記試験の方法により行う。

- (1) 食文化概論
- (2) 衛生法規
- (3) 公衆衛生学
- (4) 栄養学
- (5) 食品学
- (6) 食品衛生学
- (7) 調理理論

4 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者又は調理師法附則第3項の規定により同条に規定する者とみなされる者で、次に掲げる施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したもの

- (1) 寄宿舎、学校、病院等の施設であつて飲食物を調理して供与するもの
- (2) 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号に掲げる飲食店営業、同条第14号に掲げる魚介類販売業又は同条第32号に掲げるそうざい製造業

5 受験手数料

6,200円

6 受験手続

(1) 提出書類等

ア 受験願書

イ 学校教育法第57条に規定する者又は調理師法附則第3項に規定する者であることを証する書類（卒業証明書又は提出書類等の提出先で原本照合を受けた卒業証書の写し等）

ウ 調理業務従事証明書

エ 戸籍抄本（出願前6月以内に交付されたもの）。ただし、ア、イ及びウに記載された氏名が同じである場合は、必要ない。

オ 写真（出願前6月以内に撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの脱帽正面上半身像のもので、裏面に氏名を記載したもの）

カ 受験手数料（6,200円分の鹿児島県収入証紙を受験願書に貼り付けて提出すること。）

なお、提出書類等を受理した後は、受験手数料は返還しない。

(2) 提出書類等の提出先

受験希望者の住所地を管轄する保健所（鹿児島市又は県外に居住する受験希望者にあつては、鹿児島県保健福祉部健康増進課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577））に提出すること。

なお、送付の方法により提出する場合は、封筒の表面に「調理師試験願書在中」と朱書きし、書留郵便とすること。

7 提出書類等の受付期間

平成26年6月2日（月）から同月6日（金）までのそれぞれの日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、平成26年6月6日の消印のあるものまで受け付

ける。

8 受験願書及び調理業務従事証明書の用紙の交付

受験願書及び調理業務従事証明書の用紙は、鹿児島県保健福祉部健康増進課及び県の各保健所において交付する。

なお、同用紙を送付の方法により請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、140円分の切手を貼った返信用封筒（角形2号）を同封すること。

9 受験票の交付等

受験資格があると認めた者に対して郵送により受験票を交付するので、試験当日持参すること。

10 合格者の発表

合格者の受験番号を平成26年9月24日（水）午前10時に鹿児島県保健福祉部健康増進課、県の各保健所及び県のホームページ（<http://www.pref.kagoshima.jp/>）において掲示するとともに、合格者には郵送により合格通知書を交付する。

11 その他

(1) 試験についての照会は、鹿児島県保健福祉部健康増進課（電話099-286-2717）又は県の各保健所に対して行うこと。

(2) 試験に関して不正の行為を発見したときは、その者について試験を停止させ、又はその者の試験を無効とする。

なお、不正の手段によって試験を受け、合格した者に対しては、合格を取り消し、合格通知書を返還させる。

(3) 受験者のうち希望する者には、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号）第23条の規定により試験結果（総得点及び科目別得点）を開示する。

なお、開示を行う期間は合格者の発表の日から起算して1月間とし、開示をする場所は鹿児島県保健福祉部健康増進課又は受験願書を提出した保健所とする。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第37号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成26年4月8日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CRバジリスクW1	奥村遊機株式会社	4P0042
ぱちんこ遊技機	CR WINNING TURN RR	株式会社サンセイアールアンドディ	4P0070
ぱちんこ遊技機	CRくるくるぱちんこGOGOピエロN-KX	株式会社ニューギン	4P0100
ぱちんこ遊技機	CRうる星やつら 電撃LOVE ATTACK H3	奥村遊機株式会社	4P0122
ぱちんこ遊技機	CRうる星やつら 電撃LOVE ATTACK L1	奥村遊機株式会社	4P0127
ぱちんこ遊技機	CR WINNING TURN AA	株式会社サンセイアールアンドディ	4P0131
ぱちんこ遊技機	CR海物語アクアYLB	株式会社三洋物産	4P0133
ぱちんこ遊技機	CRコブラTHEドラムM-K	株式会社ニューギン	4P0138
ぱちんこ遊技機	CRA海物語アクアASA	株式会社三洋物産	4P0147
ぱちんこ遊技機	CRうる星やつら 電撃LOVE	奥村遊機株式会社	4P0154

	ATTACK X1		
回胴式遊技機	メイドルナイト	株式会社J I N	3S1208